

愛知県豊橋浄水場及び豊橋市小鷹野浄水場における連携に関する覚書

愛知県公営企業管理者 企業庁長 金田 学（以下、「甲」という。）と豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道局長 木和田 治伸（以下、「乙」という。）は、甲が管理する愛知県豊橋浄水場及び乙が管理する豊橋市小鷹野浄水場における業務の連携を図るため、甲が行う愛知県豊橋浄水場の全面的な再整備及び再整備後の施設の維持管理等を運営する PFI 事業（以下、「豊橋浄水場再整備等事業」という。）の実施にあたり、以下のとおり覚書を締結する。

- 1 甲及び乙は、豊橋浄水場再整備等事業を契機に、愛知県豊橋浄水場及び豊橋市小鷹野浄水場の維持管理等に関する業務について、連携を推進するものとし、甲は、豊橋浄水場再整備等事業において、乙との共同利用を前提とした施設（以下、「共同整備施設」という。）を整備することとして検討を進める。また、乙は、自らの業務上支障のない範囲において、豊橋浄水場再整備等事業に協力するものとする。
- 2 整備する共同整備施設は、別表に掲げるとおりとし、このほかに甲が共同利用する施設を整備する場合は、甲乙が別途協議する。
- 3 整備した共同整備施設は、甲が資産管理及び維持管理等の運営を行う。乙は、共同整備施設を別表に掲げるとおり使用できるものとし、甲は、共同整備施設について、乙の当該使用上必要な範囲で、豊橋浄水場再整備等事業の実施に影響を与えない軽微な施設の改良又は修繕等（当該改良及び修繕等の範囲は甲乙別途協議の上合意する。）を乙が自ら行うことを妨げない。
- 4 甲は、共同整備施設の整備、維持管理等の運営、及び愛知県豊橋浄水場と豊橋市小鷹野浄水場の共同維持管理等の業務について、あわせて豊橋浄水場再整備等事業の受託者（以下、「SPC」という。）に請け負わせるものとする。
- 5 甲がSPCに請け負わせる共同整備施設等に要する費用のうち乙の用に供する応分の費用については、乙に負担を求めるものとする。なお、乙の支払額、支払方法などの詳細な事項については、別途定めるものとする。
- 6 この覚書に定めのない事項または覚書の内容について疑義が生じたときは、その都度甲、乙で協議し、誠意をもって解決する。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年2月9日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県公営企業管理者 企業庁長 金田 学

乙 豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 木和田 治伸

(別表)

共同整備施設	左記施設における乙の使用
管理本館	執務室等の機能としての利用
非常用自家発電設備	非常時等における電力の利用
通用門等附帯設備	職員及び来庁者等関係者の入退場及び開閉操作